【令和８年度版】

介護福祉士を目指す方や、福祉・介護のお仕事に就職・再就職をお考えの方を経済的にサポートします。



かっこいいって言われるような、たのしいって言えるような、福祉の仕事しようよ！

～福祉・介護に関する各種貸付事業のご案内～

介護福祉士の資格取得を目指している方、または、**介護職員等として就職・再就職をされる方**に必要な資金を無利子でお貸しします。お貸しした資金は、**２年**（在職期間が通算730日以上であり、かつ、業務に従事した期間が360日以上）**の間継続して山梨県内の福祉施設等で指定業務に従事した場合は、貸付金の返済が免除**されます。詳細については、山梨県社会福祉協議会（以下「県社協」）へお問い合わせいただくかホームページをご覧ください。

介護福祉士実務者研修受講資金貸付

介護福祉士の資格取得を目指し、介護福祉士実務者養成施設に在学する方に受講資金等を無利子でお貸しします。	**２０万円以内** （１人１回限り）

介護人材再就職準備金貸付

介護職員として一定の知識や介護福祉士などの資格をお持ちで、福祉・介護の現場から離れている方が、福祉・介護分野へ再就職をされる際に必要な資金を無利子でお貸しします。※介護保険法施設就職者のみ該当	**４０万円以内** （1人1回限り）

介護分野・障害福祉分野就職支援金貸付

介護分野又は障害福祉分野以外の他業種で働いていた方が、介護職員初任者研修などの所定の研修を修了し、介護職員等として就職するときに必要な資金を無利子でお貸しします。※対象指定施設就職者のみ該当	**２０万円以内** （１人１回限り）

山梨県社会福祉協議会　福祉人材センター	検索





それぞれの貸付の内容は、山梨県社会福祉協議会へお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。



お問い合わせ

山梨県社会福祉協議会　福祉人材センター
〒400-0005　甲府市北新1-2-12　山梨県福祉プラザ１階
電話　０５５－２５４－９９５５（直）

貸付対象者・申請方法

貸付の対象要件や申請方法の詳細については、申請する前に県社協へお問い合わせください。

介護福祉士実務者研修受講資金貸付

貸付対象者

①実務者養成施設に在学中の方
②介護福祉士登録後、山梨県内の福祉施設等で介護福祉士として従事する意思のある方

貸付対象経費（例）

①実務者研修受講料　②実習費、教材費　③参考図書（テキスト）　④学用品
⑤国家試験受験手数料　⑥介護福祉士登録に係る費用　など

申請方法

実務者養成施設在学中に山梨県社会福祉協議会（以下「県社協」）へ申請していただきます。**申請する前に県社協へご連絡ください。**　養成施設を卒業（研修修了）後の申請は受付できませんので予めご了承ください。

介護人材再就職準備金貸付

貸付対象者

①介護福祉士有資格者、実務者研修もしくは初任者研修を修了した方
②①の資格を有してから、介護職員としての経験が1年以上ある方
③直近の介護職員として離職した日から30日以上経過している方
④山梨県内の介護サービス事業所・施設等に介護職員として再就職する（した）方
⑤再就職する日までに、山梨県福祉人材センターへ「介護福祉士届出登録」をされた方。（届出登録をせずに再就職した場合は対象外となります。）
⑥本貸付金の貸付を受けたことがない方

貸付対象経費

再就職する（した）月の3ヶ月前の初日から再就職した月の翌月末までに再就職のために掛かった経費とします。
【例】
①子どもの預け先を探す際の活動費　②介護の知識の学び直しの講習会参加費又は参考図書購入費　③介護業務に必要となる道具、並びに道具を入れるカバンや被服費など　④再就職に伴う転居費　⑤通勤用の自転車やバイクの購入費　など

申請方法

再就職が決定（内定）した日から再就職した月の翌月末までの間に申請することができます。　再就職が決定（内定）していなければ申請することはできませんので、申請する前に県社協へご連絡ください。

介護分野・障害福祉分野就職支援金貸付

貸付対象者

①介護分野・障害福祉分野以外の他の業種に就労していた方
②介護職員初任者研修以上の所定の研修を修了した方（修了見込み含む）
③山梨県内の介護サービス事業所・施設、または障害福祉サービス事業所・施設に就職が決定した方
④再就職準備金、本貸付金の貸付を受けたことがない方

貸付対象経費

勤務開始月の3ヶ月前の初日から勤務開始月の翌月末までに就職のために掛かった経費とします。
【例】
①子どもの預け先を探す際の活動費　②介護に関する講習会参加費又は参考図書購入費　③介護業務に必要となる道具、並びに道具を入れるカバンや被服費など
④就職に伴う転居費　⑤通勤用の自転車やバイクの購入費　など

申請方法

就職が決定（内定）した日から就職した月の翌月末までの間に申請することができます。就職が決定（内定）していなければ申請することはできませんので、申請する前に県社協へご連絡ください。

お問い合わせ・申し込み先

山梨県社会福祉協議会　福祉人材センター　貸付・研修担当
〒400-0005　甲府市北新1-2-12　山梨県福祉プラザ1階
電話　055－254－9955（直）